

令和2年2月29日

関係各位

**新型コロナウイルス対応に係る臨時休校に伴う通学定期券の払戻し対応について**

みだしのことにつきまして、弊社の旅客営業規則に基づく電車通学定期券の払戻しの対応をお知らせいたします。

1. 3箇月、6箇月および1箇年通学定期券のうち使用期限が令和2年3月28日以降の定期券につきましては、2月29日以降にお申し出いただいた場合、お申出日に関わらず2月28日までご利用いただいたものとして払い戻しの対象とさせていただきます。

※旅客営業規則に基づき払戻額を算定した結果、払戻しが生じない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

2. 1箇月通学定期券のうち使用開始日が令和2年2月26日以降の定期券につきましては、2月29日以降にお申し出いただいた場合、お申出日に関わらず2月28日までご利用いただいたものとして払い戻しの対象とさせていただきます。

※旅客営業規則に基づき払戻額を算定した結果、払戻しが生じない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

3. 場所 越前武生駅、神明駅、浅水駅、田原町駅

※3月20日までは西鯖江駅、赤十字前駅でもお取扱いいたします。

4. お取扱い期間 令和2年2月29日から3月31日まで